

船総第1201号

令和元年11月1日

議 員 各 位

総 務 部 長

議案説明資料の送付について

令和元年第3回定例会に提出予定の議案に係る説明資料を送付させていただきます。

また、説明日時の意向調査につきましては、別途総務課より、会派代表者様宛てに調査票をお送りし、調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和元年第3回船橋市議会定例会議案説明

議案第 1号 令和元年度船橋市一般会計補正予算

補正前予算額 213,873,716千円

補正額 2,653,027千円

補正後予算額 216,526,743千円

内訳

議会費ほか (職員課)

- ・ 議員報酬等 △18,000千円
- ・ 特別職人件費 200千円
- ・ 一般職人件費 418,800千円
- ・ 教育職人件費 △16,000千円

総務費

- ・ 企画運営費 83千円 (政策企画課)
- ・ 情報システム関連導入費 16,478千円 (情報システム課)

民生費

- ・ 更正医療給付費 47,000千円 (障害福祉課)
- ・ 重度心身障害者医療扶助費 16,374千円 (障害福祉課)

衛生費

- ・ 保健衛生総務諸経費 5,803千円 (健康づくり課)
- ・ 健康診査費 86,575千円 (健康づくり課)

商工費

- ・ ふるさと納税推進事業費 80,905千円 (商工振興課)

土木費

- ・ 公園施設指定管理者選定事業費 98千円 (公園緑地課)

教育費

- ・ 校舎改修費 (小学校費) 750,777千円 (施設課)
- ・ 体育館改修費 (小学校費) 42,758千円 (施設課)

- ・設備機器改修費（小学校費） 343,182千円（施設課）
- ・校舎改修費（中学校費） 530,156千円（施設課）
- ・体育館改修費（中学校費） 257,554千円（施設課）
- ・設備機器改修費（中学校費） 90,284千円（施設課）

繰越明許費

- ・（追加）体育館整備事業（小学校費）ほか3事業 733,778千円
- ・（変更） (単位:千円)

事業名	総額	
	補正前	補正後
校舎整備事業（小学校費） （施設課）	1,038,088	1,788,865
校舎整備事業（中学校費） （施設課）	190,110	720,266

債務負担行為

（追加）

生涯学習施設予約管理システム改修業務委託料（情報システム課）

- ・限度額 3,891千円
- ・期間 令和元年度～令和2年度

情報システム関連更新賃借料（情報システム課）

- ・限度額 151,354千円
- ・期間 令和元年度～令和6年度

東老人福祉センター指定管理料（高齢者福祉課）

- ・限度額 309,000千円
- ・期間 令和元年度～令和6年度

中央老人福祉センター指定管理料（高齢者福祉課）

- ・限度額 255,000千円
- ・期間 令和元年度～令和6年度

北老人福祉センター指定管理料（高齢者福祉課）

・限度額 292,500千円

・期間 令和元年度～令和6年度

西老人福祉センター指定管理料（高齢者福祉課）

・限度額 274,500千円

・期間 令和元年度～令和6年度

南老人福祉センター指定管理料（高齢者福祉課）

・限度額 216,500千円

・期間 令和元年度～令和6年度

南部清掃工場整備費（資源循環課）

・限度額 396,000千円

・期間 令和元年度～令和2年度

道路維持補修費（道路維持課）

・限度額 190,000千円

・期間 令和元年度～令和2年度

新船橋橋架替費（道路建設課）

・限度額 150,000千円

・期間 令和元年度～令和2年度

（変更）

西船歩道橋橋脚耐震補強工事委託料（道路維持課）

・限度額 補正前 358,918千円

補正後 436,559千円

地方債

（変更）小学校建設事業ほか1件 1,369,800千円

議案第 2号 令和元年度船橋市病院事業会計補正予算

（医療センター総務課）

補正前予算額 19,391,000千円

補正額 660,000千円

補正後予算額 20,051,000千円

内訳

・材料費

660,000千円

議案第 3号 令和元年度船橋市下水道事業会計補正予算

(下水道総務課)

債務負担行為

(追加)

徴収一元化に係る負担金

- ・限度額 524,232千円
- ・期間 令和元年度～令和6年度

議案第 4号 船橋市証紙条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・財政課

証紙による収入の方法を廃止するため、船橋市証紙条例を廃止するもの。

(令和2年4月1日施行)

議案第 5号 船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・総務課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用について、所要の定めをするもの。

(公布の日から施行)

議案第 6号 船橋市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・生活支援課

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、所要の定めをするもの。

(令和2年4月1日施行。サテライト型住居の設置の基準等については、令和4年4月1日施行)

議案第 7号 船橋市市民センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・自治振興課

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和2年4月1日施行。経過措置については、公布の日から施行)

議案第 8号 船橋市霊園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・環境保全課
管理料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和3年4月1日施行)

議案第 9号 船橋市霊堂条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・環境保全課
使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和3年4月1日施行)

議案第10号 船橋市勤労市民センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・商工振興課
利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和3年4月1日施行。経過措置については、公布の日から施行)

議案第11号 船橋市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例・都市計画課
生産緑地法に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件について、所要の定めを
するもの。

(令和2年1月1日施行)

議案第12号 船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・都市整備課
新たに自転車等駐車場を設置するについて、その名称、位置及び使用料を規定等するも
の。

(令和2年4月1日施行。別表第3自転車回数券の項及び原動機付自転車及び対象自動二
輪車回数券の項並びに別表第5自転車回数券の項の改正及び準備行為については、公布の
日から施行)

議案第13号 船橋市都市公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・公園緑地課
使用料等の受益者負担の適正化を図るとともに、運動公園及び法典公園の管理を指定管
理者に行わせるため、所要の改正等を行うもの。

1 使用料の見直し(第1条関係)

有料公園施設の使用料について所要の改正を行うもの。

(令和2年7月1日施行。使用料の適用日に係る経過措置については、公布の日から施行)

2 使用料等の見直し、指定管理者制度の導入及び駐車場の有料化(第2条関係)

有料公園施設の使用料等、運動公園及び法典公園の指定管理者制度の導入並びに駐車場の有料化について所要の改正等を行うもの。

(令和3年1月1日施行。準備行為及び使用料等の適用日に係る経過措置については、公布の日から施行)

議案第14号 船橋市下水道条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・下水道総務課
使用料の算定方法等について、所要の改正等を行うもの。

(令和2年7月1日施行。排水設備指定工事店の指定の基準については、令和2年1月1日施行)

議案第15号 船橋市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・建築指導課
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料について、規定の整備を行うもの。

(公布の日から施行)

議案第16号 船橋市プラネタリウム館条例の一部を改正する条例・・総合教育センター
観覧料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和2年4月1日施行)

議案第17号 船橋市公民館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・社会教育課
使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和2年8月1日施行。経過措置については、公布の日から施行)

議案第18号 船橋市視聴覚センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・社会教育課
使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和2年4月1日施行。経過措置については、公布の日から施行)

議案第19号 船橋市民ギャラリー条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・文化課
利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和3年4月1日施行。利用料の適用日に係る経過措置については、公布の日から施行)

議案第20号 船橋市茶華道センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・文化課
利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和3年4月1日施行。経過措置については、公布の日から施行)

議案第21号 船橋市少年自然の家条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・青少年課
使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和2年4月1日施行。経過措置については、公布の日から施行)

議案第22号 船橋市青少年会館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・青少年課
使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和2年7月1日施行。経過措置については、公布の日から施行)

議案第23号 船橋市総合体育館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・生涯スポーツ課
利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和3年4月1日施行。利用料の適用日に係る経過措置については、公布の日から施行)

議案第24号 船橋市武道センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・生涯スポーツ課
利用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和3年4月1日施行。利用料の適用日に係る経過措置については、公布の日から施行)

議案第25号 船橋市運動広場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・生涯スポーツ課
使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和2年7月1日施行。使用料の適用日に係る経過措置については、公布の日から施行)

議案第26号 船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例の一部を改正する条例
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生涯スポーツ課

使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和2年7月1日施行。経過措置については、公布の日から施行)

議案第27号 船橋市文化芸術ホール条例の一部を改正する条例・・・市民文化ホール
使用料の受益者負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(令和3年4月1日施行。使用料の適用日に係る経過措置については、公布の日から施行)

議案第28号 船橋市東老人福祉センターの指定管理者の指定について・・・高齢者福祉課
公益財団法人船橋市福祉サービス公社を同センターの指定管理者として指定するため、
議決を求めるもの。

議案第29号 船橋市中央老人福祉センターの指定管理者の指定について・・・高齢者福祉課
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会を同センターの指定管理者として指定するため、議
決を求めるもの。

議案第30号 船橋市北老人福祉センターの指定管理者の指定について・・・高齢者福祉課
社会福祉法人清和会を同センターの指定管理者として指定するため、議決を求めるもの。

議案第31号 船橋市西老人福祉センターの指定管理者の指定について・・・高齢者福祉課
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会を同センターの指定管理者として指定するため、議
決を求めるもの。

議案第32号 船橋市南老人福祉センターの指定管理者の指定について・・・高齢者福祉課
社会福祉法人聖進會を同センターの指定管理者として指定するため、議決を求めるもの。

議案第33号 公の施設の区域外設置に関する協議について・・・・・・・・・・道路管理課

1 船橋市の公の施設を市川市の区域内に設置するもの

① 公の施設の名称 船橋市道第00-182号線 他5路線

② 設置の場所 市川市柏井町1丁目1520-2地先 他5カ所

2 市川市の公の施設を船橋市の区域内に設置するもの

- ① 公の施設の名称 市川市道3285号 他9路線
- ② 設置の場所 船橋市藤原1丁目1-4地先～船橋市藤原1丁目195-15地先 他9カ所

3 設置の理由 行政界の認定路線に係る管理区分の整理

議案第34号 千葉県と船橋市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について・・・下水道総務課
上下水道料金の徴収一元化により下水道使用料等の徴収等を千葉県に委託するため、規約を制定することについて千葉県と協議するにあたり、議決を求めるもの。

議案第35号 市道の路線認定について・・・・・・・・・・・・・・・・道路管理課
道路法に基づき、市道の路線認定をするもの。

報告第1 専決処分の報告について

- 1 損害賠償の額の決定及び和解
損害賠償額 800,239円(6件)

- 2 金銭債権に係る訴え及び和解
 - (1) 保険給付費返納金の支払(訴え) 2件
 - (2) 学校給食費の支払(和解)
 - (3) 学校給食費等の支払(訴え)

【当初別冊又は追加で提出予定のもの】

議案第36号 特別職の職員の給与等に関する条例及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・職員課
一般職の職員の給与改定にならない、市長等の特別職の職員及び議長等の期末手当の額の改定を行うもの。

(公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用。令和2年度以降の期末手当については、令和2年4月1日施行)

議案第37号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・職員課
官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならない、一般職の職員の給与について改定を行うもの。

(公布の日から施行し、給料表の改定については、平成31年4月1日から、令和元年度の勤勉手当の改定については、令和元年12月1日から適用。令和2年度以降の勤勉手当については、令和2年4月1日施行)